議案第６９号

羽生市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

第１条　羽生市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成７年条例第７号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

（１）　改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。

（２）　改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。

（３）　改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改　正　後	改　正　前
（年次有給休暇） 第１２条　年次有給休暇は、１の年ごとにおける休暇とし、その日数は、１の年において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。 （１）　次号及び第３号に掲げる職員以外の職員　５日（育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮し５日を超えない範囲内で規則で定める日数） （２）　次号に掲げる職員以外の職員であって、当該年の中途において新たに職員となるもの　その年の在職期間を考慮し５日を超えない範囲内で規則で定める日数 （３）　当該年の前年において地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和２７年法律第２８９号）の適用を受ける職員、特別職に属	（年次有給休暇） 第１２条　年次有給休暇は、１の年ごとにおける休暇とし、その日数は、１の年において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。 （１）　次号及び第３号に掲げる職員以外の職員　２０日（育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮し２０日を超えない範囲内で規則で定める日数） （２）　次号に掲げる職員以外の職員であって、当該年の中途において新たに職員となるもの　その年の在職期間を考慮し２０日を超えない範囲内で規則で定める日数 （３）　当該年の前年において地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和２７年法律第２８９号）の適用を受ける職員、特別職に属

する地方公務員、羽生市以外の地方公共団体の職員、国家公務員又は地方住宅供給公社法（昭和４０年法律第１２４号）に規定する地方住宅供給公社若しくは地方道路公社法（昭和４５年法律第８２号）に規定する地方道路公社若しくは公有地の拡大の推進に関する法律（昭和４７年法律第６６号）に規定する土地開発公社若しくは沖縄振興開発金融公庫その他その業務が国又は地方公共団体の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち規則で定めるものに使用される者（以下この号において「地方公営企業等の労働関係に関する法律適用職員等」という。）であった者であって引き続き当該年に新たに職員となったものその他規則で定める職員　地方公営企業等の労働関係に関する法律適用職員等としての在職期間及びその在職期間中における年次有給休暇の残日数等を考慮し、５日に次項の規則で定める日数を加えた日数を超えない範囲内で規則で定める日数	する地方公務員、羽生市以外の地方公共団体の職員、国家公務員又は地方住宅供給公社法（昭和４０年法律第１２４号）に規定する地方住宅供給公社若しくは地方道路公社法（昭和４５年法律第８２号）に規定する地方道路公社若しくは公有地の拡大の推進に関する法律（昭和４７年法律第６６号）に規定する土地開発公社若しくは沖縄振興開発金融公庫その他その業務が国又は地方公共団体の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち規則で定めるものに使用される者（以下この号において「地方公営企業等の労働関係に関する法律適用職員等」という。）であった者であって引き続き当該年に新たに職員となったものその他規則で定める職員　地方公営企業等の労働関係に関する法律適用職員等としての在職期間及びその在職期間中における年次有給休暇の残日数等を考慮し、２０日に次項の規則で定める日数を加えた日数を超えない範囲内で規則で定める日数
２・３　（略）	２・３　（略）

第２条　羽生市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

（１）　改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。

（２）　改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。

（３）　改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改　正　後	改　正　前
（年次有給休暇） 第１２条　年次有給休暇は、１の年度ごとにおける休暇とし、その日数は、１の年度において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。 （１）　次号及び第３号に掲げる職員以外の職員　２０日（育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮し２０日を超えない範囲内で規則で定める日数） （２）　次号に掲げる職員以外の職員であって、当該年の中途において新たに職員となるもの　その年の在職期間を考慮し２０日を超えない範囲内で規則で定める日数 （３）　当該年の前年において地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和２７年法律第２８９号）の適用を受ける職員、特別職に属する地方公務員、羽生市以外の地方公共団体の職員、国家公務員又は地方住宅供給公社法（昭和４０年法律第１２４号）に規定する地方住宅供給公社若しくは地方道路公社法（昭和４５年法律第８２号）に規定する地方道路公社若しくは公有地の拡大の推進に関する法律（昭和４７年法律第６６号）に規定する土地開発公社若しくは沖縄振興開発金融公庫その他その業務が国又は地方公共団体の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち規則で定めるものに使用される者（以下この号において「地方公営企業等の労働関係に	（年次有給休暇） 第１２条　年次有給休暇は、１の年ごとにおける休暇とし、その日数は、１の年において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。 （１）　次号及び第３号に掲げる職員以外の職員　５日（育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮し５日を超えない範囲内で規則で定める日数） （２）　次号に掲げる職員以外の職員であって、当該年の中途において新たに職員となるもの　その年の在職期間を考慮し５日を超えない範囲内で規則で定める日数 （３）　当該年の前年において地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和２７年法律第２８９号）の適用を受ける職員、特別職に属する地方公務員、羽生市以外の地方公共団体の職員、国家公務員又は地方住宅供給公社法（昭和４０年法律第１２４号）に規定する地方住宅供給公社若しくは地方道路公社法（昭和４５年法律第８２号）に規定する地方道路公社若しくは公有地の拡大の推進に関する法律（昭和４７年法律第６６号）に規定する土地開発公社若しくは沖縄振興開発金融公庫その他その業務が国又は地方公共団体の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち規則で定めるものに使用される者（以下この号において「地方公営企業等の労働関係に

関する法律適用職員等」という。）であった者であって引き続き当該年に新たに職員となったものその他規則で定める職員　地方公営企業等の労働関係に関する法律適用職員等としての在職期間及びその在職期間中における年次有給休暇の残日数等を考慮し、２０日に次項の規則で定める日数を加えた日数を超えない範囲内で規則で定める日数	関する法律適用職員等」という。）であった者であって引き続き当該年に新たに職員となったものその他規則で定める職員　地方公営企業等の労働関係に関する法律適用職員等としての在職期間及びその在職期間中における年次有給休暇の残日数等を考慮し、５日に次項の規則で定める日数を加えた日数を超えない範囲内で規則で定める日数
２　年次有給休暇（この項の規定により繰り越されたものを除く。）は、規則で定める日数を限度として、当該年度の翌年度に繰り越すことができる。	２　年次有給休暇（この項の規定により繰り越されたものを除く。）は、規則で定める日数を限度として、当該年の翌年に繰り越すことができる。
３　（略）	３　（略）
（特別休暇）	（特別休暇）
第１４条　（略）	第１４条　（略）
２　職員は、次の各号に掲げる場合に、それぞれの場合について定める期間、特別休暇を受けることができる。	２　職員は、次の各号に掲げる場合に、それぞれの場合について定める期間、特別休暇を受けることができる。
（１）～（１５）　（略）	（１）～（１５）　（略）
（１６）　９歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある子（配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）を養育する職員が、その子の看護等（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話、疾病の予防を図るためにその子に予防接種若しくは健康診断を受けさせること若しくは学校保健安全法（昭和３３年法律第５６号）第２０条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして市長が定める事由に伴うその子の世話を行うこと又はその子の教育若しくは保育に係る行事のうち市長が定めるものへの参加をする	（１６）　９歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある子（配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）を養育する職員が、その子の看護等（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話、疾病の予防を図るためにその子に予防接種若しくは健康診断を受けさせること若しくは学校保健安全法（昭和３３年法律第５６号）第２０条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして市長が定める事由に伴うその子の世話を行うこと又はその子の教育若しくは保育に係る行事のうち市長が定めるものへの参加をする

ことをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合　１の年度において５日（その養育する９歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある子が２人以上の場合にあっては、１０日）の範囲内の期間 （１７）　次条第１項に規定する要介護者（以下この号において「要介護者」という。）の介護その他の規則で定める世話を行う職員が、当該世話を行うため勤務しないことが相当であると認められる場合　１の年度において５日（要介護者が２人以上の場合にあっては、１０日）の範囲内の期間 （１８）～（２１）　（略） （２２）　職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動（専ら親族に対する支援となる活動を除く。）を行う場合で、その勤務しないことが、相当であると認められるとき　１の年度において５日の範囲内の期間 ア～エ　（略） （組合休暇） 第１６条　（略） ２　（略） ３　組合休暇は、１の年度につき２０日を超えて与えることはできない。 ４　（略）	ことをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合　１の年において５日（その養育する９歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある子が２人以上の場合にあっては、１０日）の範囲内の期間 （１７）　次条第１項に規定する要介護者（以下この号において「要介護者」という。）の介護その他の規則で定める世話を行う職員が、当該世話を行うため勤務しないことが相当であると認められる場合　１の年において５日（要介護者が２人以上の場合にあっては、１０日）の範囲内の期間 （１８）～（２１）　（略） （２２）　職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動（専ら親族に対する支援となる活動を除く。）を行う場合で、その勤務しないことが、相当であると認められるとき　１の年において５日の範囲内の期間 ア～エ　（略） （組合休暇） 第１６条　（略） ２　（略） ３　組合休暇は、１の年につき２０日を超えて与えることはできない。 ４　（略）

附　則

この条例中第１条の規定は令和９年１月１日から、第２条の規定は令和９年４月１日から施行する。

令和８年１１月２７日提出

埼玉県羽生市長　斎　藤　万紀子